

令和4年度 甲種防火管理再講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の政令で定める防火対象物の甲種防火管理者に対して、防火管理者再講習の資格を付与するもの。

2 講習の対象者

集会場、病院等不特定多数の人を収容する防火対象物のうち、平成30年3月以前に甲種防火管理講習を受講し、収容人員300人以上の防火対象物の防火管理者として選任されている方は、再講習の受講が必要です。

3 講習の日時・場所

日時：令和4年10月26日(水) (10時00分～12時00分)

場所：西条市周布1684番地 西条市西消防署 大会議室(2階)

4 講習科目及び時間

受	付	9:30～10:00	(30分)
防火管理に関する法令改正の概要		10:00～11:00	(60分)
火災事例等の研究		11:00～12:00	(60分)
修了証交付式		12:00～	

5 受講申し込み

受講希望者は、ホームページでダウンロードまたは消防本部予防課(東消防署)および西消防署で配布している受講申込書に記入のうえ、西条市消防本部 予防課(2階)に提出し、受講票の交付を受けてください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定員は30名とし、西条市に居住または勤務されている方に限らせていただきます。なお、定員になりましたら締め切ります。

6 受付期間：令和4年9月15日(木)から10月14日(金)まで

(土・日・祝日を除く 8時30分から17時15分の間)

7 修了証の交付

講習の全課程を修了した人に、修了証(甲種防火管理再講習の資格を証明するもの)を交付します。

8 受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代 1,400円が必要です。

※ 東京法令出版株式会社のテキストを使用します。当日の受付時に販売いたしますので、お釣りのいらぬようご用意ください。

9 受講上の注意事項

- (1) 原則、郵送での申し込みは認めません。ただし、特別な事由により郵送による申し込みを希望する方は、事前に消防本部予防課予防係（Tel0897-56-0251）の了解を得たうえで、必ず84円切手を貼った返信用封筒を同封し、次の宛先まで送付してください。

〒793-0028

愛媛県西条市新田183番地1

西条市消防本部予防課予防係

- (2) 受講当日は、受講票を持参し、9時30分から10時00分までに受付を済ませてください。
- (3) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (4) 受講当日は、受付時に本人確認をいたしますので、次の「顔写真付き本人確認書類」のいずれかをご持参ください。

○運転免許証 ○パスポート ○マイナンバーカード（通知カード不可）

○顔写真付き社員証、学生証、生徒手帳

○その他顔写真、氏名、住所、生年月日等が確認できる公的証明書

なお、顔写真付き本人確認書類が用意できない場合は、健康保険証と、キャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるものいずれか1点の併せて2点をご持参ください。

- (5) 講習科目を全て受講できない場合は、修了証の交付はできません。

（遅刻、早退等は認められません）

- (6) 受講態度の悪い方（居眠り、携帯電話スマートフォン等の電子機器の操作、私語、その他受講者の皆さんに迷惑になる行為を行った方）は、途中で退席していただくことがあります。この場合も、講習修了とは認められません。
- (7) 受講申し込みについて、ご不明な点等がありましたら、西条市消防本部予防課予防係（Tel0897-56-0251）までお問い合わせ下さい。
- (8) 新型コロナウイルス感染状況により、中止または延期する場合がありますので、ご了承ください。また、受講の際はマスクの着用をお願いいたします。